

平成27年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第5号）

（輝くふるさと常任委員会）

平成27年3月13日（金）

午前10時 開 議

【再開】

【会議録署名委員の指名】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
日程第1 会議録署名委員の指名

【議案第2号～議案第6号審査】

日程第2 議案第2号 平成27年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算・・・・・・・・・・ |

日程第3 議案第3号 平成27年度葛巻町簡易水道事業特別会計予算・・・・・・・・・・・・ 9

日程第4 議案第4号 平成27年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算・・・・・・・・・・・・ 10

日程第5 議案第5号 平成27年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算・・・・・・・・・・・・ 10

日程第6 議案第6号 平成27年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算・・・・・・・・・・・・ 11

平成27年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第5号） 輝くふるさと常任委員会

議会3月定例会議 議事日程告示年月日	平成27年2月26日（木）			
定例会議再開年月日	平成27年3月6日（金）			
会議の場所	葛巻町役場			
会議年月日	平成27年3月13日（金） 再開10時00分 散会11時00分			
委員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅 早 早	委員氏名	出席の有無	委員氏名	出席の有無
	山崎 邦 廣	○	小谷地 喜代治	○
	大平 守	○	山岸 はる美	○
	柴田 勇雄	○	辰柳 敬一	○
	鈴木 満	○	高宮 一明	○
	姉帯 春治	○	中崎 和久	—
会議録署名委員	大平 守		辰柳 敬一	
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子	議会事務局総務係長	遠藤 政明

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	健康福祉課長	吉澤 信也
	副町長	觸澤 義美	農林環境エネルギー課長	山下 弘司
	教育委員長		建設水道課長	冬村 一彦
	農業委員会会長		教育委員会事務局教育次長	深澤口 和則
	代表監査委員		病院事務局長	岩泉 宇昭
	教育長	中田 直雅	農業委員会事務局長	村上 明彦
	総務企画課長	鳩岡 修	総務企画課室長	波紫 徳彰
	政策秘書課長	丹内 勉	総務企画課財政係長	大川原 洋一
	住民会計課長	村中英治		

(再開時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席委員は、9名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから、本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長から、大平守委員及び辰柳敬一委員を指名します。

ただいまから、昨日に引き続き、予算審査を行います。

質疑、答弁とも簡潔、明快をお願いします。

また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

はじめに、日程第2、議案第2号、平成27年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

最初に、国保の加入世帯数と被保険者の状況について、お伺いをいたしたいと思えます。

表紙の裏に、27年1月末現在の加入世帯数と被保険者の総数を掲げております。これが、ずっと減少できているわけですが、この減少傾向は歯止めがかからないまま、町全体の過疎化に伴っての、そういったような影響もあるかと思っておりますが、今、加入率、世帯数、被保険者の加入率等々はどのような状況になっているのでしょうか。

また、この減少に伴って被保険者の職業の構成も大分変わってきているのではないかと、このように思っております。例えば、少し前は自営業者の方々とか、農林業の方々非常に多数を占める状況にあったのではないかと思います。最近は無職の方、こういったような方々が非常に多くなって、そうしますと、所得の関わりにもなって、直接、国保税にも影響してくるというようなものが見えるのではないかと、このように思っておりますので、そういったような状況は、どのような捉え方をしているのか、その内容について、お伺いをいたしたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

国保の加入世帯、あるいは被保険者数でございしますが、今のご質問にもございましたとおり、年々4パーセント程度ずつ減少しているところでございます。これは、人口の減少に比例してという部分が一番大きいかと思いますが、そういう形で年々減少傾向にあるところにはございますが、これは、全国的に同様の傾向になっている中と当町のケースも似ているものというように考えているところでございます。

それで、国保の加入率でございしますが、当町は38パーセントになってございます。県内の町村平均が30パーセント、市町村平均で26パーセントというようになってございます。加入率としては、県内では高い方から4番目、1番のところは40パーセントでございしますので、38パーセントは、かなり加入率としては高い方の部類となっております。

それから、職業といいますか、加入者のそういった構成ということになりますが、これにつきましては、そういう分類という部分は、はっきりした形ではございません。それぞれの方に、例えば、給与収入もあるし、農業収入もあるですとか、いろいろ、複数の所得を持った方々等もございしますので、ある課税のデータから見てみますと、課税されている方々で、農業所得のある方が24パーセントほどございます。それから、営業所得の方が14パーセント、年金所得のある方が20パーセント、給与所得のある方が57パーセント、そういったような構成になってございまして、従来は1次産業、あるいは高齢者等が7割を占めるという時代もあったようですが、それと比べますと、最近の状況は自営の方とか農業の方が少なくなりまして、給与所得の方、あるいは年金の方が大きな割合を占めていると、そういう状況になっているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

実態は、よく分かりました。

全国的な傾向と全く当町の場合、そのような中であっても、まだ加入率は高い方だというような内容のようではございますが、あと、被保険者の職業構成については、やはり第1次産業、あるいは年金受給者の方々、1次産業の部分については、農林業とか自営業という形の方が多いようなものと思われましても、年金の受給者の部分については無職というような感じになろうかと思っておりますけれども、そうしますと、ほとんど当町の部分については、50パーセント以上は年金生活者が加入しているというような実態があるのではないかなど、調査はしていないというようなことから、分からないのですが、そうしますと、この僅かな年金の中から、この国民健康保険税を払っていかなければならないという構造になっているのではないかなどという視点から質問をさせていただいているわけでございます。

それで、この国保の関係については、法律事項と条例事項で区別になっているようではございますけれども、その中で、現時点の国保税の上限、こういったような部分については、どのような決めがあるのか、内容をお知らせしていただきたいと思っております。

また、この上限に達している世帯数は、現時点で、26年度の実績でどの程度あるのか、調査しているのであれば、お知らせをしていただきたいと思ひます。

また、この上限に達する世帯の年収がどのくらいで、この上限に達してくるものか。一般的に国民健康保険税は他の保険と比べて高いと言われております。そういうような視点から質問するものでございますので、例えば政府管掌保険とか、そういったようなものと比べて、国民健康保険税と比較した場合には一般的には高いと言われておりますが、どのような捉え方をしているのか、その中身について、お伺いをいたしたいと思ひます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

お答えをいたします。

課税限度額の関係であろうかと思ひます。課税限度額につきましては、現在、その医療費分、それから支援分、介護分と三つの区分で課税をしているところでございます。

一番大きなものは医療費の関係の医療分ということになりますが、こちらの方が、限度額が現在510,000円となっております。該当している世帯数が18世帯でございます。それから、支援分ですが160,000円の限度額で、こちらの方は21世帯が該当しております。それから、介護分でございますが、こちらは限度額が140,000円でございます、11世帯となっております。

そういった中で、大体、限度額を超えてカットされた部分というのが、医療分ですと18世帯ございますが、合計で2,300,000円くらいが限度額を上回ってカットされている部分、本来は11,000,000円かかるところが、2,300,000円カットされて9,300,000円くらいの税額になっているという、そういったような状況でございます。

それで、当町の限度額に該当している世帯でございますが、8割くらいが農業の方でございます。農業の方の所得、あるいは、固定資産税の課税の関係もありますが、多いというようなことで、主に農業関係の方が限度額のところにいつているということで、3人くらいの世帯ですと、所得で8,000,000円から8,500,000円くらいを超える、限度額を超えるというような、そういったような課税状況になっているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

ありがとうございました。

国保の場合は、今の実態からいつて、他の保険と比較して高い、安い、そういったような部分については、どのような感想を持っておられるでしょうか。一般的に、私は国保は高いと聞いておりますが、そういうような実態も比較したことがあるのかどうか、

お知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

すみません。答弁漏れの部分もあったかと思います。

今、国保の制度改革ということで、いろいろ進めてございます。その中で、国保については高齢者が多い、それから、所得の低い人が多いというようなこと等が構造的な問題とされております。

そういった中で、国全体の話でございしますが、国保の方々の所得に対する負担率といえますか、そういうものが9パーセントというようになってございます。所得の9パーセントくらいを保険料で負担していると、それに対しまして、厚生年金とか、そういう組合に入っている方の負担は5、6パーセントということで、そういった中で、国保加入者の税負担、重税感が、そういった社会保険に比べると、かなり高いのではないかとということで、おっしゃるとおりの部分であろうかと思えます。

当町においても、10パーセントを少し超えるくらいの負担率になっているかと思いますが、そういった面では、確かに、そういう高いというような部分が全体としてはあろうかと思えますので、今度の国の制度改革の中でも、そういった不公平感といえますか、そういうものをなるべく改善する、国保以外の保険者、所得の多い方々が加入しているような部分については、もっと負担率を上げ、国保の部分は負担率を下げっていくような構造的な改革も今回のプログラム法で、今、進められている中にも盛り込まれているというように認識しているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

状況は同じ認識を持っているようですので、大体分かりました。

この国保税の部分で軽減制度がありますよね。この軽減制度については、国の法律で決められていて、条例の中でも多分あるのではないかと考えておりますが、もうひとつには、町の条例では減免制度、これは申請が必要なようでございますけれども、免除したいような場合には、この二つの制度があるようですが、まず最初に、この減額と減免の制度の違い、つまり国の法律で決められている減額、軽減制度は7割、5割、2割という制度があるのではないかと思うのですが、こういったような部分では、現在の被保険者の方々はどのような分布になっているのか、お知らせをいただきたいと思えますし、また、町の条例で決められている減免制度で適用になっている方がどの程度おられるのかも、その内容について、お知らせをいただきたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

まず、国でといいますか、制度で決められております軽減制度がございます。そちらの方は、国保税の算定の際に計算をして、それで、賦課をするということがございますが、そちらには、いわゆる7割軽減、5割軽減、2割軽減というものがございます。これは所得と、その世帯の人数から計算をされまして、平等割、均等割等について、7割あるいは5割、2割を軽減するという制度になってございます。

これは、特に国保につきまして、そういう低所得者、あるいは無所得者、そういう方々が多い、その割合が多いということで、本来は、国保税については、国からの補助金等5割、それから、税金等で5割、半々を賄うというルールがございますが、どうしても税金が、そういった部分で上がらないという部分もございますので、そういった軽減と併せて、100パーセントではございませんが、軽減した部分を国が支援をするという制度になってございます。

この部分については、26年度で、合計で37,000,000円くらい軽減してございます。そのうちの25,000,000円くらいを、国、県等からの補助金と、あるいは交付税に算定されてという形で国保会計の方に入るようになってございます。37,000,000円のうち25,000,000円、26,000,000円は国、県等からの交付金、補助金等で穴埋めされていると、そういう仕組みになってございます。

それで、医療費分で申し上げますと、軽減の世帯数でございますが、459世帯が7割軽減でございます。それから、5割軽減が176世帯でございます。2割軽減が186世帯、こういったような状況になっているところでございます。

それから、町の条例での減免の関係でございます。こちらの方につきましては、条例で規定がございまして、町長が、申請があれば減免をすることができるようになってございます。ひとつは、生活保護法の規定による保護を受ける者、それから、災害その他特別の事情があると認められる者という、この二つでございます。

生保については、新たに生保になった場合ですとか、そういう課税を変更してというようなことになりまして、4月時点で生保になっておれば、最初から課税しないような、そういう形になってございます。それ以外では、いわゆる災害によって被災を受けた場合の免除というのがございますし、当町のある実例としては、刑務所に入所している方も、住所がここにあれば国保税が課税になりますが、減免申請によって減免というのが1件ございます。あと、それ以外では、現在、非自発的な失業によって所得がなくなったというものについては、本人の理由ではなくて、会社の都合で失業したというようなものについては、申請をいただきますと、減免するという制度がございまして、こういった方々については、新たに就職ができるまで減免をするようになってございます。これについては、今年度2名申請がございまして、従前のもの等も含めまして現在4名、そういう減免を行っている事例がございまして、条例では、そういった内容になっているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

軽減制度での状況もお聞きしましたが、軽減制度の分については、先ほどの答弁の中で、補てんがなされるというようなお話、全体で37,000,000円ほどのものが25,000,000円ほどきていますよと、これは、ほとんど、どのような形で入ってきている方が多いでしょうね。先ほど、交付税に算定される、あるいは国保の方の何費を見れば、こういったような補てん財源としてきているのか、予算審査ですので、その辺あたりも、多分、この軽減制度でくるのも見込まなければ国保税だけでは間に合わないだろうというように思われますので、その辺のところも、もう少し具体的に教えていただきたいと、このように思っております。

それからまた、この軽減制度を導入した7割、5割、2割の戸数等もお聞きしました。いわゆる軽減制度に、この率が県内市町村と比べましたら、葛巻の場合はどのような状況にあるのか、その状況をお知らせしていただきたいと、このように思います。

それから、減免制度のことについても説明をいただいたわけですが、この部分については、町の条例で、この減免申請で認められたような分については補てんがあるのかどうか、そのことについても、お伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

それでは、まず、1点目でございますが、予算書のどこの部分にということでございますが、予算書の方をご覧いただきたいと思っております。10ページ、11ページのところに、9款、繰入金がございます。ここに、一般会計繰入金の最初の節でございますが、保険基盤安定繰入金37,998,000円というのがございます。これは、先ほど申し上げました37,000,000円、26年度も37,000,000円ほどで、来年度は1,000,000円くらい増えるくらいのところ計上してございますが、こちらの保険基盤安定繰入金というのが、国と県、それから、町からの持ち出し分を足しまして、一般会計から繰り入れられる金額でございます。

その他に、次のページの3番、財政安定化支援事業繰入金というのがございます。12,611,000円でございますが、これが普通交付税に参入されて、交付税として入ってきたものを一般会計から繰り出していただく部分でございます。

どちらも7割、5割、2割の軽減の状況をもとに積算されて、国、県から交付を受けて、それに、県から4分の3入ってきますが、残りの4分の1分を一般会計から加えての部分もございますが、そういう形で国保会計の方に補てん、繰り入れされるものでございます。

それから、他町村と比べてどうかという部分は、国保の加入率が38パーセントということで、県内でも、かなり高い方にもございますし、所得水準は他町村と比べても、かなり低いところがございますので、そういう意味では、こういう軽減の補てんいただく金額といたしますか、率は県内でもかなり高い方の部類にあるのではないかとこのように思うところでございます。

それから、条例で減免した場合に、その財源的な部分の手当があるのかという部分でございまして、国の財政調整交付金、それから、県の財政調整交付金がございまして、その中で、例えば、先ほどお話しました、非自発的失業者の関係ですとか、当町には、あまり該当がありませんが、東日本大震災で被災した方々の国保の一部負担金を免除した場合の補てんですとか、そういったもの等、そういう特殊要因というような部分に該当するようなものについては、そういう調整交付金の中で措置していただく部分も、災害の関係とか、全てということにはならないかと思っておりますが、算定項目上はそういうものもございまして。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今、私自身も勉強になったのですが、この軽減制度が適用になった部分については、大分、大きな金額になりますので、こういったようなものが、どこの予算に、どのように参入されているのか、なかなか分からない部分がありましたので、今のように、こういったような繰入金のような形で入ってきているというようなことから、ありがとうございました。

また、次に、このように国保税の滞納繰越分が計上になっているわけなのですが、こういったようなパーセントも、15パーセントになっておりますけれども、滞納繰越分の医療給付分、あとは後期の方は20パーセント、ばらつきが少しありますけれども、実績からいけば大体この程度の予算計上になるのかなと思うのですが、この滞納繰越されている方々の対応なのですが、支払いを先延ばしにするというような部分については、徴収猶予とか分割納付というようなものがあるのではないかと思いますけれども、そういったようなものが、この滞納繰越分とどのような関わりを持っているのか、その状況について、お伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

滞納繰越分の徴収といたしますか、そういった部分等に関するご質問でございます。

国保の滞納が、25年度決算で約60,000,000円ということになってございます。これは、最も多かったときで、国保だけで98,000,000円というときが、一番、滞納額とし

ては多い部分がございましたが、そういった中から、25年度末で60,000,000円というところまで解消を図ってきたところでございますが、そういったことで、ここ5年、6年は県の収納率を、県平均を上回るような形で当町の収納率が推移しているところでございまして、そういった観点から年々減少することができております。そういった中でも、現在60,000,000円抱えているということになりまして、これを、やはり、さらに減らしていくという部分が大きな課題になっております。

そういった中では、当町の場合については、現年課税分より、その滞納分の割合が他町村に比べて少し高いというようなこともございますので、そういった古い部分の解消を進めなければならないというのが大きな課題になっているというように考えております。そういった中で、様々、徴収対策については対策本部のもとに進めてきている経緯がございました。

そういった中でも、特に国保につきましては、滞納している方については短期保険証ということで、3カ月、6カ月、あるいは1カ月の短期保険証を発行する。発行する際には、そういう納税相談等もしていただいた上で発行する。また、1年以上、全く納付のない方については、資格証明書という、資格証明書は窓口で一旦全額を払わなければならないことにはなりますが、あとで償還払いになる制度ですが、そういう制度等を活用しながら、そういう世帯が大体60から80世帯くらい全体でございまして、そういう方々については、そういう1カ月の方ですと1カ月ごとに、あるいは6カ月の方ですと6カ月ごとにお会いして、相談をして、約束どおり納付いただいているかということを確認しながら更新していくというようなことを続けておりますが、結構、こういった部分が、頻繁に納税者とも接することにもなりますし、そういった中で、定期的な納付につながっているというような方々も大分おります。当町の場合は分納誓約をしていただいて、定期的に納付をしていただくということを重点的に取り組んでおりまして、他町村と比較しますと、分納誓約をしている率が7割から8割くらいございまして、かなり高いという状況になっております。ということで、滞納額に対して、毎月納めていただく金額が少ないという方も大分おりますが、それでも毎月入れていただくというようなことを繰り返していくことによって、最終的には納付につなげていきたいということで取り組んでおりまして、そういう部分も現われながら、年々少しずつではあります、解消されて、予算上15パーセント程度は現在は想定できるのではないかなというようなことで対応を進めております。その他にも、今年度も差し押さえ、競売、あるいは給与の差し押さえ等も実施しておりますし、しますよという予告をすることによって納めていただくというような、そういう滞納整理処分といいますか、そういう形のものも併用して進めながら、そういう分納誓約等、誓約によってという部分も併せて活用しながらということで、全体的に、そういった徴収率を上げていきたいというようなことで取り組んでいるところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

ただいま、滞納繰越分の分割納付、そういったようなものを取り入れてやっているというお話のようでございますけども、現在60,000,000円程度の滞納があるというお話で、一番の多いときは1億円近かったですよね。それで、40,000,000円ほど減額なっておりますけども、やはり、こういったような地道な分割納付の制度とか、そういうようなもので、やはり、この納税相談等を受け付けながらやった成果ではないかと思われまして、まだ60,000,000円、これを税で徴収すると言ったら大変なことです。ですから、そのようなことも十分考慮した上で、この滞納繰越分の徴収についても、まだまだ一層の努力が必要ではないかと、そのことが国保税の引き上げにもつながらないのかなというような視点があるものでございますので、あえて、このところは質問をさせていただきましたので、今後とも、目的税でございますので、一層の努力を望みたいと思っております。以上で、私の質問を終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第2号、平成27年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第3号、平成27年度葛巻町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第3号、平成27年度葛巻町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第4号、平成27年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第4号、平成27年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第5号、平成27年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号、平成27年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第6号、平成27年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

私の方から、病院会計について、お伺いをいたしたいと思います。

まず、葛巻病院の建設事業も決定して、これから、いよいよ本格着工になるというようなことで、建設の方については順調にいったいるのかなど、そしてまた、その完成年度も28年度末というように伺っているわけですが、これと併せて重要なものは、人的体制なわけですが、この新病院開設に当たっての医師確保の見通しはどのような体制になっていくのか、ここで確認をさせていただきたいと思います。

それからまた、常勤医師を囲む病院スタッフの関係ですが、最近、研修体制等の成果かどうか分かりませんが、非常に対応が良くなったというお話も一部、そのような評価として伺っているところでございますが、現在、そのスタッフの方々の研修体制、そういったようなものは、この新病院開設に向けて、どのようにやられているのか。そしてまた、今後、新病院開設に向けた新しい取り組みはどのようなものを、この予算の中で組んでいるのか、その内容について、お尋ねをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（岩泉宇昭君）

医師確保については、私の方では答弁いたしかねる部分もありますので、病院スタッフの研修等について、お答えいたします。

まず、年間の研修スケジュールを決めまして、それに基づいて各種研修を行っているものでございます。看護師部門に限って言いますと、県立病院から各種講師を呼んできて、土曜日とか日曜日にも研修をしておりますし、また、各種研修会等、県で行われている研修会等にも積極的に参加し、また、出張以外にも自己研鑽という形でも研修を行っているものでございます。また、待遇に関しましては、昨年度はIBCの風見アナウンサーに来ていただきまして、病院だけで聞くのはもったいないということで、役場職員にも一緒に聞いていただいて研修するというようなことも行ってございます。

3点目の、新年度で取り組むものということでございますが、先生の方から、どうしても禁煙をさせたい患者がいるというようなことで、禁煙外来を始めたいというように考えてございます。また、4月から理学療法士の方が1名増となることになりまして、今、休止しておるわけですが、要望があれば、訪問リハの再開も考えているところでございます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

医師体制についてでございます。新病院等を間近に控えているわけではありますが、そういう中での医師体制が今後どうなっていくのかということでございますが、現在6人の常勤体制で進めておるところであります。新病院につきましても、いろいろ診療科目等々におきましては、同じ診療科目の診療体制ということになるものであります。常勤以外にも岩手医大、あるいは県立中央病院等々からの応援をいただきながらの体制で今も進めておるところであります。新病院におきましても、いろいろ医師体制の件も検討の中でも出たわけではありますが、今後も5、6人の常勤体制で維持していくことが大事であろうということございまして、この分につきましては、県の医師対策室等々とも連携を図っておるところであります。自治医大の枠の支援等につきましても、そういう状況が維持できるように県との協議もしながら、そういう時期に併せての県の医師応援体制といえますか、応援をしていただけるように、いろいろ県とも協議をしているところであります。いずれ、最低でも5人の常勤医師ということで努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今、見通しについてお伺いいたしました。常勤体制では5、6人の医師確保をやりたいということのようでございますから、このくらいの常勤体制は、ぜひ必要かと思っております。

特に、医師確保の部分については、急きょ1人でも抜けるといったようなケースも他町村では見受けられるようでございますけれども、そういったようなことにつきましても意を配しながら、ぜひ最低でも5、6人の常勤体制をとっていただきながら、町民の健康を守っていただきたいものと、このように思っているところでございます。

また、今年の新しい取り組みの中で、禁煙外来というような新しい用語を聞きましたけれども、ほとんどの施設、今、このような状況になってきていることは承知のことと思っておりますけれども、遅きに失したきらいもあろうかと思っておりますけれども、こういったような部分については、やはり患者さんたちにとっての対応が一番大事だろうと思っておりますので、こういったような基本的なものを充実させながら、この診療の内容充実を図っていただきたいと、このように思っておりますので、現場の方々にもひとつよろしくお伝えをしていただきたいと、このように思っております。

それから、病院の予算の方について、お伺いをいたしたいと思っております。皆さんも既に

この病院会計の予算書を見てお気づきの点があるかと思っておりますけれども、25ページをお開きになっていただきますと、損益の計算書がこのように載っております。それで、一番最後の方ですが、この当年度の純損失417,432,000円、前年度の繰越欠損金208,718,000円になっておりまして、なぜ当年度純損失だけ4億を超える金額がここに計上になっているのかなど、そして、今年度末は626,000,000円、何が原因で、このように、ものすごい赤字になっているのかなというように思っておりましたら、昨年の予算で、この4億を超える金額のものが予算化されていたことが分かったわけですが、一概にこれを受け止めてしまいますと、何でというようなことになるわけですが、もう一度、ここで教えていただきたいのですが、この帳簿上の問題と、それから、昨年までは208,000,000円しかなかったわけですから、実質的には、どのようになるのか。多分、会計のやり繰りがあって、このような多額の未処理の欠損金が出たのであろうと思っておりますので、その内容について理解をいただくために、説明をお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（岩泉宇昭君）

特別損失につきましては、公営企業会計制度の見直しによるものでございまして、平成25年度時点での在職した職員の退職給付金の一括計上と、あと、6月支給手当、賞与等の手当分ですが、平成25年12月から平成26年3月までの6月支給分になりますけれども、その分の計上、あとは未収金が計上となりまして、その他特別損失と計上されているものでございます。よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

その説明はよく分かったのですが、実質的な、それでは、多分そんなには変わらないと思うのですが、これよりも少し減るのかなと思うのですが、その辺のところの答弁漏れがありますね。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（岩泉宇昭君）

失礼いたしました。

今までの会計制度でいきますと、前年度の繰越欠損金が208,000,000円ほどですが、これに、今年度は18,000,000円くらいの黒字になるのかなということで、

190,000,000円ほどの累積ということになろうかと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。大平委員。

大平守委員

昨日、葛巻病院でちょっとお世話になりました。そこで、先に一般質問でしましたけども、さらにお伺いしたいと思いますが、鈴木町長は、町長になる前にくずまきワイン、くずまき高原牧場でいろいろな事業を手がけて、そして、いろいろなアイデアなりを出してきました。それで、いつも鈴木町長は夢の実現をテーマにしております。そこで、さらに踏み込んで、今回の葛巻病院に対して、医療設備はもちろんですが、その他に町長として、どのような夢を描いて実現するのか、お伺いしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまは、大平委員から新病院の新たな部分といいますか、夢のある部分というのは何かあるのかというご質問でございました。

これまでの病院機能にプラスをして、町民が親しめる空間を、ゆったり癒やされるような部分もある、そういった病院にならないかということで、内部でも検討しながら、設計にもそれを組み込んでいるところであります。近々、皆さんにもお示しをしたいというように思っておるわけではありますが、1階部分につきましては、町民がご利用いただくロビーの部分で夕方とか夜間にミニコンサートでもちょっとできるような、そういった空間にもならないかということで、ミニコンサートをできる、今、現場の病院の先生とは、ぜひピアノがあるといいねというようなお話もいただいたりしておるものですので、そういったピアノであったり、あるいはバイオリンであったり、フルートであったり、あまり大きな音の出ないような楽器での演奏ができるような、そういった空間に1階はなればいいなというように思っておりますことと、一般質問の中でも答弁申し上げたのですが、勝先生から頂戴した漆絵がかなりの点数で町で所蔵しております。それを一堂に展示をしながら、その漆絵と親しんでいただく、そういった空間にもしていきたい。それからまた、勝先生のアトリエをイメージしたような僅かな面積、6畳程度でしょうか、8畳程度でしょうか、僅かな空間をアトリエをイメージしたような、そういったものも考えたいというようにも思っておりますし、また、食事をしたり、何か食べたり飲んだりするようなこと、そしてまた、それも、ただ飲んだり食べたりするという食堂機能、レストランというような感じではなくて、それぞれのと申しますか、主には高血圧であったり、あるいは糖尿病であったり、そういった方々の食事、この食事ですと何カロリーですとか、カロリー表示もしながら、勉強もしながら食べられるような、そういったこともできればいいなというようにも考えているところであります。

それからまた、2階になると思うのですが、2階には足湯のコーナーもつくりたいなというようにも考えておるところであります。そういったことをしながら、病気のときに病院に来るというだけではなくて、多くの方々が病院に足を運んでいただいて、そして、癒しであったり、楽しみであったり、そういったことも提供できるようになればいいなど、そんなふうにも思っておるところであります。よろしくどうぞお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

大平委員。

大平守委員

多分、鈴木町長は一般の普通の病院ではないのを考えているのではないかと、私は非常に期待しておりました。期待以上でございました。ぜひ、それを進めていってほしいと思います。

そして、完成の予想図ができましたら公開もするということですので、町民と同じ共有できるものと期待をしております。どうもありがとうございました。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号、平成27年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の審査日程は全て終了し、本委員会に付託された事件は、全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

輝くふるさと常任委員会を閉会します。

ご苦勞様でございました。

（閉会時刻 11時00分）